

## 新市建設計画の変更理由

### 1 計画変更の背景

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生により、震災後、合併関連事業を凍結し、復旧・復興を優先している地方自治体を救済する等の目的で合併特例債の発行期限が延長された。結果として当野田市においては、従来の発行期限は平成 25 年度（計画期間は、27 年度）とされていたところであるが、10 年間延長できることとなり、平成 35 年度まで合併特例債の発行が可能となった。

### 2 計画変更の目的

合併後の新市の建設をこれまで着実に進めているものの、平成 25 年度までに完了しない事業や、未着手となっている事業があり、財政的に有利な合併特例債の発行期限を 10 年間延長することにより、今後の新市の建設をより確実なものとする。

### 3 計画の変更内容

- ( 1 ) 計画期間を平成 35 年度までの 8 年間延長する。
- ( 2 ) 計画期間の延長に伴い、財政計画（合併による影響経費）についてこれまでの実績を反映させるとともに、これに基づき平成 35 年度までの推計（10 年間延長）を新たに行う。
- ( 3 ) 上記（ 1 ）及び（ 2 ）以外の県事業の推進に関する事項等については、現計画のとおりとし、変更しない。

---

旧野田市総合計画の基本計画前期が終了する平成 19 年度に時点修正等の必要な見直しを行うとともに、新市建設計画＜本編＞、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画を 1 冊にまとめ、野田市総合計画（新市建設計画）として、現在に至っている。また、次期総合計画については、現在策定作業を進めている。

## 変更後の新市建設計画の構成イメージ

